

東京都産グリーン水素を使った窒素系肥料製造事業に関する公募に係る質問回答書

No.	公募要領該当箇所	質問	回答
1	公募要領 3 項「窒素系肥料の製造について」	万が一、指定量の肥料が期日までに生産できなかった場合、何らかの罰則等がございますか？	罰則等はございませんが、公募要領に規定する納品が確認できない場合、東京都が負担する費用の一部又は全部を支払うことができない可能性がございます。
2	公募要領 3 項「窒素系肥料の製造について」	万が一、提供いただいたグリーン水素をトラブル等で失ってしまった場合、何らかの罰則等がございますか？	故意または重過失等の事業者の責めに帰すべき事由による滅失を除き、罰則等はございません。都と調整の上、再度供給させていただく形となります。
3	公募要領 6 項「応募方法」	他の助成事業で補助をいただいて建設したプラントを利用して本事業に参画することは可能でしょうか？	本事業においては、問題ございませんが、他の助成事業の要件をご確認いただければと存じます。